

## 違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）からの指定薬物の検出について

平成24年11月22日に県内販売店から※1違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）5製品を入手し、国立医薬品食品衛生研究所（東京都）において成分分析を行ったところ、薬事法第2条第14項に規定する※2「指定薬物」が検出されました。

指定薬物は、中枢神経系へ作用を有する蓋然性が高く、人の身体に危害が発生するおそれがあるため、県民に対し、摂取又は使用によって健康被害が生じないように注意喚起するとともに、当該製品を販売した店舗に対しては、必要な措置を講じましたのでお知らせします。

### 1 指定薬物が検出された製品等

#### (1) 購入日時点での薬事法違反製品

1	製品名	EMO AUTOROUTE 3GR			
	性状	乾燥植物片			
	製造（輸入）者	不明（製品に表示がなされていない）			
	販売店舗	名称	アムステルダム仙台駅東口店		
		所在地	仙台市宮城野区鉄砲町130 ファーストビル3階		
検出成分	XLR-11※3				

#### (2) 現在指定薬物に指定されている成分を含む製品

製品名	BLACK POWER GENESIS	CRISTINA LUNA
製品 外観		
検出成分	EAM-2201※4	
製品名	匠(黄色)	FEELING Royal
製品 外観		
検出成分	ADBICA※5	α-PBP※6

### 2 違反事実及び適用条文

薬事法第2条第14項で定める指定薬物を含有する違法ドラッグを販売したことは、同法第76条の4（販売授与等の禁止）の規定に違反する。

### 3 県の対応

- (1) 販売店舗に対して、製品の販売中止及び自主回収等を指示しました。
- (2) 他県に所在する製造（輸入）業者に関しては、所管する都道府県に通報しました。
- (3) 県薬務課のホームページに製品名等を掲載し、県民に摂取又は使用による危険性を周知しました。

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/>

## 《県民の皆様へ》

違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）は、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を起こす場合があります、覚醒剤や麻薬と同様に大変危険な薬物です。

**決して摂取又は使用しないでください。**

当該製品をお持ちの方は、直ちに摂取又は使用を中止し、健康被害が疑われる場合は、直ちに医療機関を受診してください。

なお、**当該製品以外の製品についても、指定薬物又は指定薬物等に似せて作られた物質等が含有している可能性が非常に高いので、同様に摂取又は使用しないでください。**

【相談窓口】 県保健福祉部薬務課 TEL:022-211-2653

### ※1 違法ドラッグ

違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）とは、麻薬、大麻又は覚醒剤等に指定されていないが、それらと類似の有害性が疑われる製品をいう。「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」「お香」等と称して、店舗やインターネット等で販売されている。

めまい、嘔吐、錯乱、衝動行動等の有害作用を発症することや、死亡に至ることもある。

### ※2 指定薬物

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

### ※3 XLR-11（平成24年11月16日指定薬物として規制開始）

化学名：[1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-イル] (2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル) メタノン

### ※4 EAM-2201（平成25年3月22日指定薬物として規制開始）

化学名：(4-エチルナフタレン-1-イル) [1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-イル]-メタノン

### ※5 ADBICA（平成25年5月30日指定薬物として規制開始）

化学名：*N*-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1*H*-インドール-3-カルボキサミド

### ※6 $\alpha$ -PBP（平成25年5月30日指定薬物として規制開始）

化学名：1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）ブタン-1-オン

**違法ドラッグは買わない，使わない，かかわらない**